

七番三から三七番五まで、五三番一、五三番三、五三番四、五四番一、一五九番を除く。」に改める。
○宮城県告示第九十三号

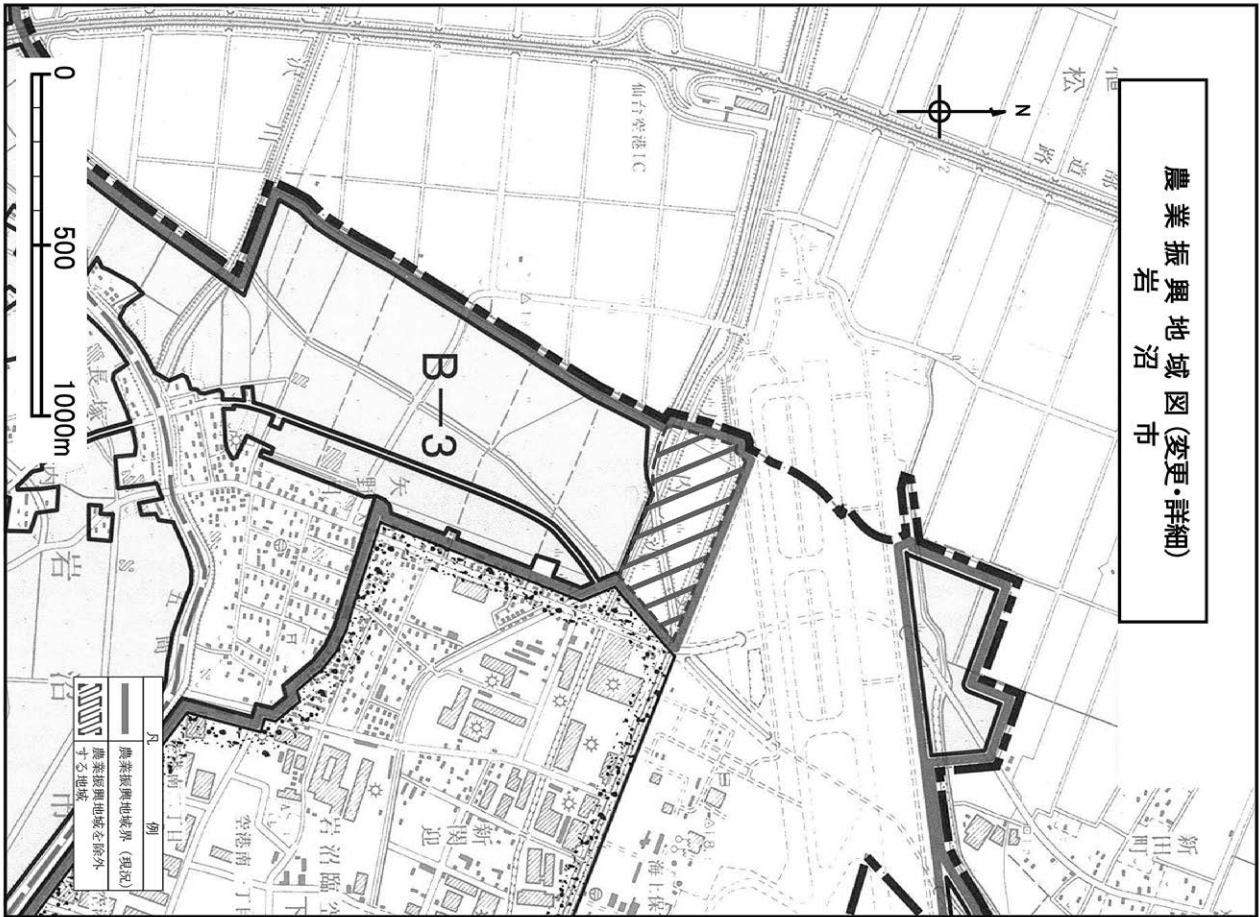
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第百六号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月三日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び仙台地方振興事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩





農業振興地域図(変更・詳細)
岩手県 岩手市

○宮城県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県管伊豆沼二工地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることが出来る。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月三日から平成二十七年三月三十一日まで

三 縦覧場所

登米市役所

栗原市役所

○宮城県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市渡波字満和多二八の六、三七の五、字本網五の六、六の五

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町石浜字崎山九九の二・一〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市大曲字上納前一四一の三、一四二の一・一四四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

用排水路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎青木二七の一四、字長崎論田二三の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市（国所有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

仙台市（国所有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置

いて縦覧に供する。
 ○宮城県告示第二百号
 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十七年二月四日

二 出願人の名称

女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

一 位置

第一種尾浦漁港区域内

牡鹿郡女川町尾浦町四十二番三、四十二番五及び四十二番七に隣接する公有水面

二 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ハ)点とを結ぶ春分秋分の満潮位(DL+1.5メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

○メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町尾浦字鯛ノ浜百十四番地内に設置した基点(北緯三八度二七分二三秒

東経一四一度二九分四六秒)から二〇〇度三四分三七秒 三九五・三九メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 六五度一分一九秒 二三・二メートルの地点

(ハ)点 (ロ)点から 一五五度一分一九秒 五八・二メートルの地点

(ニ)点 (ハ)点から 六五度一分一九秒 一・八メートルの地点

(ホ)点 (ニ)点から 一五五度一分一九秒 五・〇メートルの地点

(ヘ)点 (ホ)点から 二一九度四八分四二秒 一一・七六メートルの地点

三 面積

2 埋立てに関する工事の施行区域

一 位置

一、四二五・八二平方メートル(埋立区域)

第一種尾浦漁港区域内

牡鹿郡女川町尾浦町四十二番三、四十二番四、四十二番五、四十二番七及び四十二番八並びに尾浦字田ノ浜四十四番、四十五番、四十七番一及び四十七番二に隣接する公有水面

二 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(A)点と(C)点とを結ぶ春分秋分の満潮位(DL+1.5メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

○メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(A)点 牡鹿郡女川町尾浦字鯛ノ浜百十四番地内に設置した基点(北緯三八度二七分二三秒

東経一四一度二九分四六秒)から二〇〇度二六分五七秒 三六〇・九六メートルの地点

(B)点 (A)点から 六五度一分一九秒 七五・〇メートルの地点

(C)点 (B)点から 一五五度一分一九秒 一四四・六一メートルの地点

三 面積

四 埋立地の用途

五 縦覧期間

平成二十七年三月三日から平成二十七年三月二十三日まで

○宮城県告示第二百一十一号

海岸法(昭和三十一年法律第一百一十号)第三条第一項の規定により、昭和四十五年宮城県告示第三百

二十一号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
沿岸名	海岸名	
三陸南	志津川	(一) 基点の位置 基点は昭和三十九年十二月一日宮城県告示第六百九十四号で 補助点の位置 (イ)点から百五十六度百二十三メートルの地点 (ロ)点から百四十四度百一十メートルの地点 (ハ)点から百六十九度三十分七十七メートルの地点 (ニ)点から百四十一度三十分七十七メートルの地点 (ホ)点から百七十九度三十分七十七メートルの地点 (ヘ)点から百八十八度三十分三十三メートルの地点 (ニ)点から百八十八度三十分三十三メートルの地点
漁港名	海林地区	
沿岸名	志津川	
漁港名	海林地区	

岩沼市 下野郷字出雲屋敷、同字上江川、同字北坪、同字北長沼、同字新田、同字中坪、同字中谷地、同字荷揚場及び同字南坪の各一部
 名取市 植松字稔田、同字南、同字下札前及び本郷字下道清の各一部
 2 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
 なし

公 告

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
 地域の名称

巨理郡巨理町字下茨田五十二番一、五十二番四、五十二番五、六十番一、六十番四、七十三番一、七十三番二、七十四番一、八十三番一、八十四番、九十五番、九十六番一、百六番一、百七番、百十九番、百二十番一、百二十番二、百三十三番一、百三十四番、百四十八番、百四十九番一、百五十八番一、百五十八番二、百五十九番、百六十六番、百七十四番、百七十五番一、百七十五番二、百七十六番一、百七十七番一、百七十七番二、百七十七番三、百七十七番四、百九十一番、五十二番一地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

巨理町